

財務省告示第二百十三号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平
 成十八年四月二十日に発行した利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。
 平成十八年五月十二日

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
名称及び記 号	発行の根拠 法律及びそ の条項	振替法の適 用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金	振替単位	発行価格	発行日
利付国庫債券（十年）（第二百七 十八回）	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 条第一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	日本郵政公社法（平成十四年法 律第九十七号）第二十四条第三 項第四号に規定する郵便貯金資 金による引受け	額面金額で四百五十一億円	四百四十九億五千五百六十八万 円	五万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 の整数倍の金額によるものと する。	平成十八年四月二十日	額面金額百円につき九十九円六

十一
十二
の経利
払過子
込み率

十八銭
年一・八パーセント
日本郵政公社総裁は、払込金額
に日本郵政公社の算式により算出し
た金額を第十八号の規定する期
日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.8}{100} \times \frac{31}{365}$$

十三
初期利子

平成十八年九月二十日を支払期
とし、次の算式により算出した
金額を支払う。ただし、支払期
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う。以下、
次号及び第十五号において規定
する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.8}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四
第二期
以後の利子

毎年三月二十日及び九月二十日
を支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六月間に属する
利子を支払う。

十五
償還期限

平成二十八年三月二十日
額面金額百円につき百円

十六
償還金額

日本銀行

十七
払場所

十八
払込期日

平成十八年四月二十日